

助産所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所

開設者の氏名

印

電話 ()

助産所の開設届出に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称		
2 開設場所	〒 電話 () ファクシミリ ()	
3 変更理由		
4 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1) 開設者の住所及び氏名 (2) 名称 (3) 従業者の定員 (4) 敷地の面積及び平面図 (5) 建物の構造概要及び平面図 (6) 開設者が現に助産所を開設若しくは管理し、又は助産所に勤務する者であるときはその旨 (7) 同時に二以上の助産所を開設しようとする者であるときはその旨 (8) 管理者の住所及び氏名 (9) 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間 (10) 嘱託医師の住所及び氏名、又は医療法施行規則第15条の2第2項の規定により嘱託医師を定めたものとみなす場合の嘱託する病院若しくは診療所の住所及び名称 (11) 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託医師による対応が困難なとき対応を嘱託する病院又は診療所の住所及び名称	
5 変更の内容	変更後	
	変更前	
6 変更年月日	年 月 日	

注意事項

- 1 「4 変更した事項」の(2)の変更については、変更後の名称にフリガナを付けること。
- 2 「4 変更した事項」の(8)の変更については、管理者の免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 3 「4 変更した事項」の(9)の変更については、助産師の免許証の写しを添付すること。
- 4 「4 変更した事項」の(10)の変更については、嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類(注1)、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類(注1)
- 5 「4 変更した事項」の(11)の変更については、嘱託医師による対応が困難なとき対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類(注1)
- 6 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

注1： 契約書，同意書，証明書等